

### 第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

令和元年10月11日

### 会議結果報告書（行政経営戦略会議）

#### 1 日時及び場所

令和元年10月11日（金）午前9時30分～ 本庁舎3階会議室303

#### 2 出席者

危機管理課 寺田課長

#### 3 件名

「白井市避難行動要支援者避難支援プラン」の策定スケジュール変更と基本的な考え方、およびパブリックコメントの実施について

#### 4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 繼続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

#### 5 会議内容

- ・自治会、自主防災組織、民生委員に名簿を配布するとしているが、地域によって防災に対する意識が異なり、一体感を持って進めることは難しいのではないか。  
→防災に対する意識を地域の皆さんのが共有できるよう意見交換会を実施する。
- ・意見交換会を中学校毎に開催することだが、市では小学校単位のまちづくりを行っている。なぜ中学校区か。  
→中学校区にこだわりはない。市全域で説明会を行うこととする。
- ・意見交換会は担当課だけでなく、検討会の職員にも参加してもらうなど、関係課が連携した方がよい。  
→その方向で検討する。
- ・民生委員は守秘義務があることから名簿を提供できるが、自治会、自主防災組織に規則がなかった場合、名簿は提供しないのか。  
→各民生委員の要請により提供していく。規則がない場合、自治会、自主防災組織へは提供できない。
- ・個人情報保護について、自治会、自主防災組織に規則制定の義務が課されることになるが、自治会、自主防災組織に指導は行うのか。  
→名簿の保管方法、保管者が変更になった時の届出など規則に必要な内容について提案していく。
- ・自治会、自主防災組織が規則を定める為には、4～5月に行われる総会になるのではないか。  
→守秘義務が作成され、要請のあった自治会、自主防災組織から提供を行う。
- ・守秘義務に関する規則を作成されても、行政が個人情報を提供するためには、個人情報保護条例に基づき、審査会に諮る必要があるのではないか。  
→本人の同意を得て提供することとしており可能と考えている。

- ・意見交換会、パブリックコメントを実施して3月に台帳整備が完了するのには期間が短くないか。
- 内容は関係課職員間で十分に議論を尽くしており、大きな変更はないものと考えている。そのため、報告した期間で出来るものと考える。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

## 報告書(行政経営戦略会議)

部課名 危機管理課

件名	「白井市避難行動要支援者避難支援プラン」の策定スケジュール変更と基本的な考え方、およびパブリックコメントの実施について																																																
内容	<p>平成31年3月5日行政経営戦略会議報告の「H31年度策定予定計画 調査票」のうち「【新規】白井市避難行動要支援者避難支援プラン」の策定スケジュール変更と基本的な考え方について報告するもの。</p> <p>《変更内容》</p> <p>(参照 別添① 平成31年3月5日行政経営戦略会議「H31年度策定予定計画 調査票」)</p> <p>策定完了予定年月日 変更前:平成31年9月 変更後:令和2年1月</p> <p>市民参加手法 変更前:未定 変更後:意見交換会、パブリックコメント実施</p> <p>市民参加時期 変更前:なし 変更後:意見交換会11月、パブリックコメント12月</p> <p>変更理由 提案する避難行動要支援者避難支援プランは、災害時に避難支援等関係者の連携を重要としていることから、多くの市民に理解を得るためパブリックコメント等を実施する。また、その期間について完了予定を延伸する。</p> <p>《考え方》</p> <p>(参照 別添② (旧)災害時要援護者避難支援プラン全体計画と(新)白井市避難行動要支援者避難プランの比較)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①避難行動要支援者の対象者について           <ul style="list-style-type: none"> <li>避難行動要支援者(以下、要支援者という)を以下の者とする</li> <li>○障がい者・身体障がい(視覚障がい、聴覚障がい、上肢機能障がい1級～2級、下肢機能障がい1級～3級、呼吸器機能障がい1級～2級)               <ul style="list-style-type: none"> <li>・知的障がい(○AまたはA)</li> <li>・精神障がい(1級)</li> </ul> </li> <li>○要介護者・介護認定者(要介護3以上)</li> <li>○その他、要配慮者等で避難支援を希望する者(自ら申請が必要)</li> </ul> <p>※高齢者は、高齢という理由で要支援者とはしないこととした。</p> </li> <li>②要支援者名簿に記載される個人情報の範囲について           <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)氏名 (2)生年月日 (3)性別 (4)住所又は居所 (5)本人連絡先(電話番号)</li> <li>(6)緊急時その他の連絡先(氏名、電話番号、本人との関係) (7)避難支援等を必要とする事由</li> <li>(8)必要とする支援内容 (9)自主防災組織又は自治会名(行政区名)</li> </ul> </li> <li>③避難支援体制について           <ul style="list-style-type: none"> <li>国の指針に基づき各地区には、要支援者名簿等を活用し、安否確認・避難支援体制を構築することを目標とする。また、更なる取り組みとして「避難行動要支援者聞き取り調査票」を参考に、避難支援等関係者が連携しながら、個別計画を作成するものとする。</li> </ul> </li> <li>④守秘義務について           <ul style="list-style-type: none"> <li>自治会や自主防災組織には、守秘義務に係る規約を整備してもらい、準備が整ったところから順に名簿を配布していく。</li> </ul> </li> </ul>																																																
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)	<p>総務部内会議 (R1.10.3)に諮り次のような意見があった後、了承された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①個別支援計画は各地区が必要と考えた時だけでなく、本人の希望により作成できるよう記述が必要。</li> <li>②個別支援計画は地域だけでなく市も連携する必要がある。など意見があった。</li> </ul> <p>白井市地域防災計画等庁内検討委員会(救護・医療対策部)を開催(R1.5.30から10.4日まで8回)し、「白井市避難行動要支援者避難支援プラン」の内容を検討し、承認した。</p>																																																
スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>○意見交換会 中学校区毎に、民生委員、自治会、自主防災組織等と意見交換を行う 11月9日複合 10日駅前、桜台、16日公民、コミセン、富士</li> <li>○パブリックコメント 12月</li> <li>○「白井市避難行動要支援者避難支援プラン」決定 1月</li> <li>○新たなプランに基づき、市から対象者へ通知。 自治会等は個人情報の取扱作成。 2月</li> <li>○登録者台帳の整備 3月</li> </ul>																																																
参考情報	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>有無</th> <th>方法(時期)</th> <th>項目</th> <th>有無</th> <th>方法(時期)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条例規則</td> <td>無</td> <td></td> <td>報道発表</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>議会説明</td> <td>無</td> <td></td> <td>広報・HP等</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市民参加</td> <td>有</td> <td>意見交換会(R1.11月)、パブリックコメント(R1.12月)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>付議書公表</td> <td>■公開 □非公開 □部分非 □時限非( )まで</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>関係法令等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>関係課</td> <td>社会福祉課、障害福祉課、高齢者福祉課、市民活動支援課ほか</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td></td> <td>千円 (うち特定財源)</td> <td></td> <td></td> <td>千円</td> </tr> </tbody> </table>	項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)	条例規則	無		報道発表			議会説明	無		広報・HP等			市民参加	有	意見交換会(R1.11月)、パブリックコメント(R1.12月)				付議書公表	■公開 □非公開 □部分非 □時限非( )まで					関係法令等						関係課	社会福祉課、障害福祉課、高齢者福祉課、市民活動支援課ほか					事業費		千円 (うち特定財源)			千円
項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)																																												
条例規則	無		報道発表																																														
議会説明	無		広報・HP等																																														
市民参加	有	意見交換会(R1.11月)、パブリックコメント(R1.12月)																																															
付議書公表	■公開 □非公開 □部分非 □時限非( )まで																																																
関係法令等																																																	
関係課	社会福祉課、障害福祉課、高齢者福祉課、市民活動支援課ほか																																																
事業費		千円 (うち特定財源)			千円																																												

参照 別添②

(旧)災害時要援護者避難支援  
プラン全体計画  
と  
(新)白井市避難行動要支援者  
避難支援プラン  
の比較

## 基本的な考え方

- 平成23年の東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年に災害対策基本法が改正された。
- ①要支援者名簿の作成の義務付け
  - ②要支援者本人の同意を得て、平常時から避難支援等関係者に情報提供すること
  - ③災害が発生またはその恐れがある場合は、本人の同意の有無に関わらず  
名簿情報を避難支援等関係者に提供できること
  - ④名簿情報の提供を受けた者に守秘義務を課すこと、情報漏えいの防止に必要な措置を講ずること

行政主導の防災から地域主導による防災へ  
……要支援者名簿を地域防災に活用

# 新しい避難支援プランの主な内容

- ・要支援者名簿に掲載される対象者の範囲を明確化  
(障がい者、要介護者が中心。高齢者は原則除外)
- ・名簿に掲載される情報を明確化  
(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、緊急時連絡先等)
- ・名簿の活用による安否確認方法の例
- ・名簿取り扱いに係る支援者側の守秘義務や規約の整備など

# 1 避難行動要支援者の範囲と支援方針

(旧プラン)

- ・高齢者、障がい者、要介護者、難病患者を「個別支援計画作成対象者」とし、市・民生委員を中心となり、地域の協力を得て個別支援計画を策定し、避難支援



(新プラン)

- ・障がい者、要介護者を「避難行動要支援者」とし、市が避難行動要支援者名簿を作成、地域で名簿を活用し、地域で避難支援

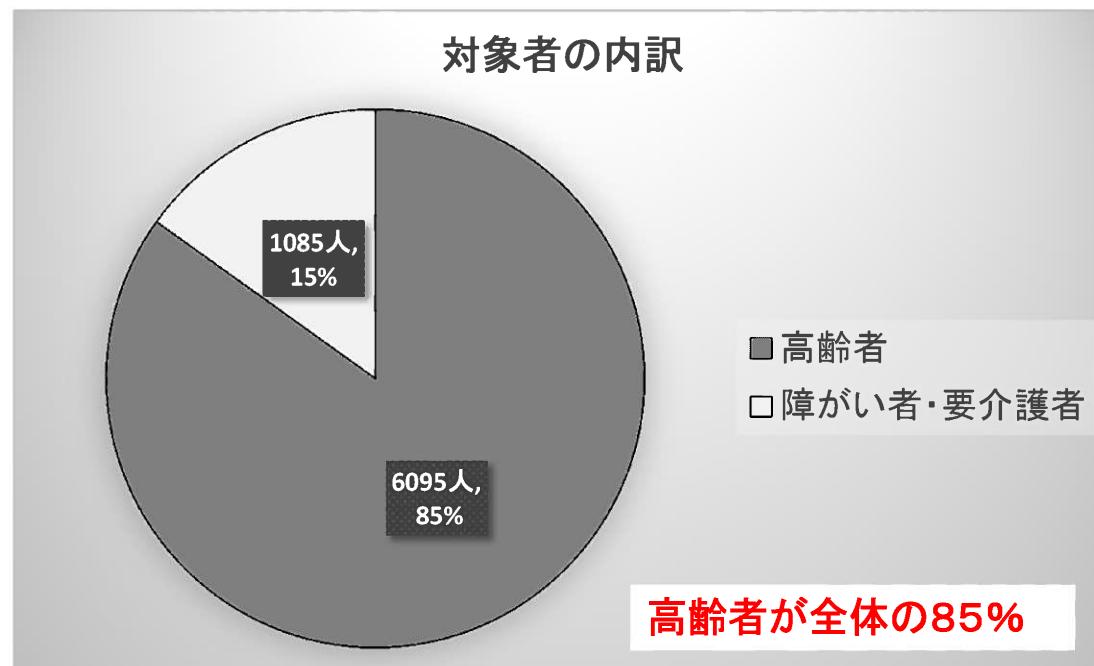


- ・妊婦及び乳幼児、外国人、帰宅困難者等については、地域防災計画に基づき避難支援を行うため、避難支援マニュアルの策定を明示

- ・高齢者、難病患者、妊婦及び乳幼児、外国人、帰宅困難者等の「要配慮者」は、地域防災計画に基づき避難支援

## 避難行動要支援者名簿に掲載される対象者の範囲

- ・現在、白井市における要支援者の対象者は、  
高齢者(70歳以上)、要介護者、障がい者、希望者としているが…



要支援者 名簿 ≒ 高齢者名簿となってしまっており、本当に支援を必要としている人が埋もれてしまう

避難支援等関係者が避難支援しようにも、人数が多くすぎて十分な避難支援が行えない可能性

# 旧

要配慮者

避難行動要支援者

- 高齢者
  - ・ひとり暮らしの高齢者（70歳以上）・高齢者のみの世帯（70歳以上）
- 障がい者
  - ・身体障がい（視覚障がい、聴覚障がい、上肢機能障がい1級～2級、下肢機能障がい1級～3級、その他障がい1級～2級）
  - ・知的障がい（ⒶまたはA）
  - ・精神障がい（1級～2級）
- 要介護者
  - ・介護認定者（要介護3以上）
- その他、避難支援を必要とする者
  - 《例》・寝たきりで、避難ができないため避難支援を希望する方
    - ・高齢者のみの世帯のため避難情報取得が難しいので、避難支援（情報提供）を希望する方
    - ・指定難病患者で、避難が困難なため避難支援を希望する方

○高齢者　○妊婦・乳幼児　○未就学児童　○児童生徒  
○指定難病患者　○日本語の理解が十分でない外国人  
○その他、災害発生時に負傷された方 等

# 新

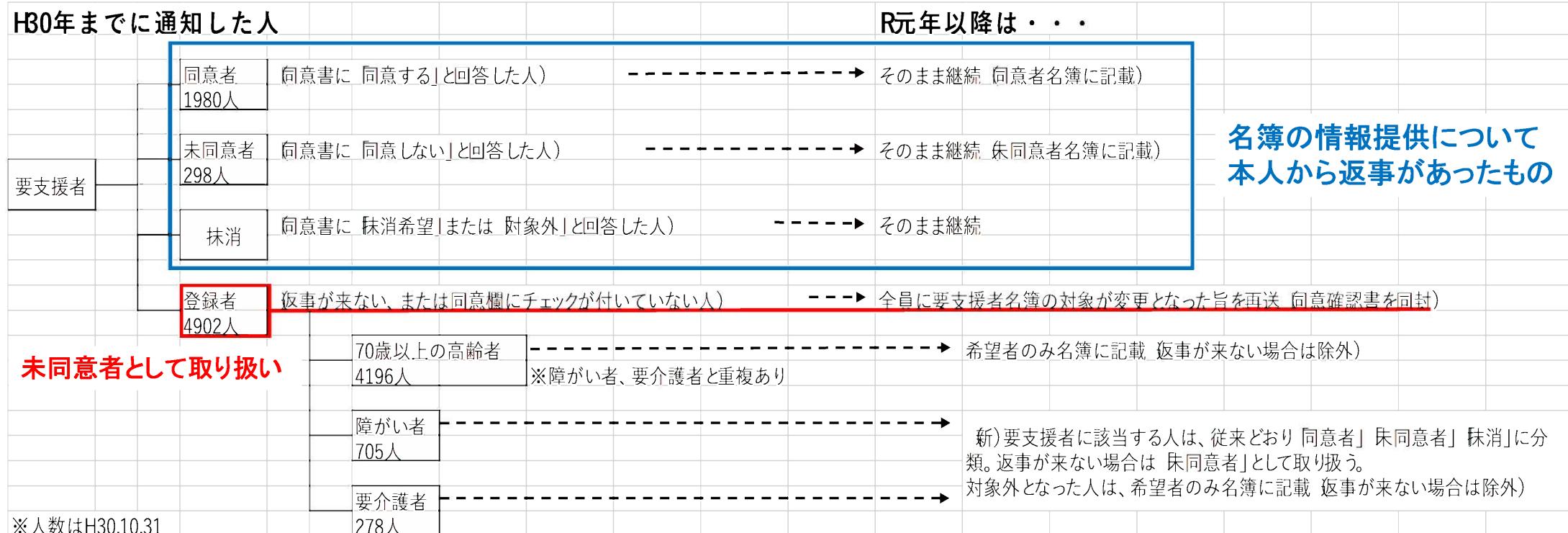
要配慮者

避難行動要支援者

- 障がい者
  - ・身体障がい（視覚障がい、聴覚障がい、上肢機能障がい1級～2級、下肢機能障がい1級～3級、呼吸器機能障がい1級～2級）
  - ・知的障がい（ⒶまたはA）
  - ・精神障がい（1級）
- 要介護者
  - ・介護認定者（要介護3以上）
- その他、要配慮者等で避難支援を希望する者（自ら申請が必要です）
  - 《例》・寝たきりで、避難ができないため避難支援を希望する方
    - ・障がい者、高齢者のみの世帯で避難に不安があるため支援を希望する方
    - ・指定難病患者で、避難が困難なため避難支援を希望する方

○障がい者　○要介護者　○高齢者　○妊婦・乳幼児　○児童生徒  
○未就学児童　○指定難病患者　○日本語の理解が十分でない外国人  
○その他、災害発生時に負傷された方 等

# 既名簿掲載者の取り扱いについて



**名簿の情報提供について  
本人から返事があったもの**

## H30年度の新規対象者を例にして比較すると…

(旧)

- ・高齢者 917人(下記と重複あり)
- ・要介護者 114人
- ・精神障がい 47人
- ・知的障がい 7人
- ・身体障がい 70人



(新)

- ・要介護者 114人
- ・精神障がい 47人
- ・知的障がい 7人
- ・身体障がい 70人

合計 1,155人

(実際に送付したのは1,068人)

合計 238人

## 2 避難行動要支援者名簿について

(旧プラン)

- ・名簿について記載なし



(新プラン)

- ・避難行動要支援者名簿の作成が法で義務づけられたことに伴い、名簿に記載する内容を明示

- ①氏名 …法律に基づく項目
- ②生年月日 …法律に基づく項目
- ③性別 …法律に基づく項目
- ④住所 …法律に基づく項目
- ⑤本人連絡先 …法律に基づく項目
- ⑥緊急時連絡先  
…法に基づき市が必要と認める項目
- ⑦避難支援等を必要とする事由  
…法律に基づく項目
- ⑧必要とする支援内容  
…法に基づき市が必要と認める項目
- ⑨自治会名(行政区名)  
…法に基づき市が必要と認める項目

### 3 避難支援体制

(旧プラン)

- ・市と民生委員が主体となって地域の協力を得て個別支援計画を策定。個々の要支援者に対して避難支援者を明確化
- ・市役所内に横断的組織として「災害時要援護者支援班」を設置し、要援護者の支援を実施



(新プラン)

- ・市が主体となって要支援者名簿を作成



- ・自治会や自主防災組織、民生委員等が要支援者の支援を実施

市主体による支援体制

安否確認や避難誘導は地域  
名簿管理や情報管理は市

## 4 守秘義務の記載

(旧プラン)

- 市が作成した個別計画は、要援護者本人が同意した者に配布する。その際は、誓約書の提出を求める。

基本的に、情報の開示はしない



(新プラン)

- 市が作成した要支援者名簿は、民生委員や、守秘義務に係る規約を整備した自主防災組織に配布
- 平常時には、個人情報の提供に同意した者の名簿を配布
- 非常時には、個人情報の提供に同意していない者であっても、名簿を配布

要支援者名簿は、避難支援等関係者に配布する